

就学支援金について

➤概要

就学支援金は国の就学支援制度であり、申請が認定されれば、国が代わりに県に授業料を納付するため、このため、授業料（月額9,900円）が実質無料になります。なお、返還は不要です。

➤対象及び申請時期

親権者全員分の市町村税所得割額30万4,200千円未満（年収約910万円未満）の生徒が対象です。申請時期は、入学年度の4月と毎年7月で、申請により、認定を受けた後は、毎年7月にその後の収入状況に関する届出を提出する必要があります。申請時期になりましたら、学校からお知らせを配布させていただきますので、必要書類を揃えて指定された期日までに事務室まで御提出ください。

➤手続きの流れ

手続きには申請と届出の2種類があります。申請により認定されても、届出がない場合、認定差止となり、該当期間の授業料を納付していただきますので、ご注意ください。

【申請】 受給資格認定申請書（入学時の4月、もしくは、初めて申請する際）

- ・受給資格認定申請書（学校から配布）
- ・親権者等全員分の市町村民税所得割額が確認できるもの
※課税証明書、市町村民税税額決定通知、納税通知書等のいずれかひとつ

【届出】 収入状況届出書（申請により認定を受けた後、毎年7月）

- ・収入状況届出書（学校から配布）
- ・親権者等全員分の市町村民税所得割額が確認できるもの
※課税証明書、市町村民税税額決定通知、納税通知書等のいずれかひとつ申請書の提出

申請及び認定について

申請時期は下記のとおり、4回あります。ただし、年度途中で家計の急変等があった場合は事務室まで御相談ください。なお、非認定となった場合は、対象期間の授業料を納めていただくこととなります。

申請・届出時期	認定された場合
1年次4月申請	同年4～6月分の授業料は実質無料
1年次7月届出	同年7月～翌年6月分の授業料が実質無料
2年次7月届出	同年7月～翌年6月分の授業料が実質無料
3年次7月	同年7月～翌年3月分の授業料が実質無料

➤リンク集

就学支援金について（文科省 HP）

概要 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/

Q&A http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342600.htm

リーフレット http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/_icsFiles/afieldfile/2016/03/17/1350167_1.pdf